

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見について、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

< 日付 > : 5年5月19日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 （仮称）ケーズデンキ栗東店 栗東市小柿七丁目548番ほか
- 2 意見の概要 栗東市からの意見
 - (1) 国道1号側駐車場出入口においては視界を遮る構造物（大きな看板や高い植え込みなど）を設置しないこと、また、歩行者等の確認のために施設内出入口付近にミラーの設置を検討することをお願いします。
 - (2) 市道小柿2号幹線側出入口においては、来客者は入口利用のみであることを示す対策（来客車両口と搬入車両口の分離）をお願いします。
- 3 意見の縦覧場所および縦覧期間 栗東市からの意見
 - (1) 縦覧場所
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
栗東市環境経済部商工観光労政課 栗東市安養寺一丁目13番33号
 - (2) 縦覧期間 令和5年5月19日から令和5年6月19日まで